

Title	果樹栽培農家における相續の實態と考え方(二・完): 長野縣小布施町における調査の報告とその教えるもの
Sub Title	The survey of actual practices of succession among fruit-growers in Obuse-machi (a village of Nagano Prefecture) (2)
Author	宮崎, 俊行(Miyazaki, Toshiyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.9 (1957. 9) ,p.17- 40
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570915-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

果樹栽培農家における相続の實態と考え方 (二・完)

——長野縣小布施町における調査の報告とその教えるもの——

宮 崎 俊 行

まえがき

- 一 この調査の目標と調査地區の選定
- 二 調査地區の概況
- 三 調査の實施
- 四 相続の形態に對する調査(第一調査)

の各農家別報告……以上前號

- 五 相続の形態に對する調査(第一調査)の總括……以下本號
 - 六 相続制度に關する意見の調査(第二調査)の總括
 - 七 この調査の教えるもの
- あとがき

五 相続の形態に對する調査(第一調査)の總括

まえに、この調査の各被相続人別の個別報告をかかげてあるので、それにより、本論を讀まれる方々は、それぞれ、いろいろの立場から、ちがつた結論を引出されることと思うが、筆者としては、前述の如き、この調査の目標とにらみ合せ、意義のありそうな事項を總括してみることにしたのである。

(A) 現物を以て遺産分割を行つたのは、十件中一件のみである(小布施9——前掲各被相続人別報告の番號、以下同様に呼稱する——の事例)。この現物分割を行つた事例の存在は、相當に收益度合が高ければ、農家でも、農業經營を維持しつつ、しか

果樹栽培農家における相続の實態と考え方

もこの種の相続形態の實行が不可能ではないことを示すものであろう。とはいつても、それはわずかにこの調査の總件數の一割であり、しかも、なぜこの事例を選んだかという点、特異な場合だということと選んだのであるから、調査總件數を、二十、三十……百と増加させて行つても、おそらく、この事例以外に出てこなかつたと推定される（この點、後述、第二調査の總括と考え合せて、おそらく、まちがいではないであろう）。だから、いうまでもなく、この事例を目して一口に、一割は現物分割である、などといつたら、大變なまちがひになる。そのみならず、個別報告で述べている通り、この事例の後継者は非常な努力をして、分割前とはば同様な生活水準を維持している、ことに注意すると、結局この一件の例が教えるものは、この地方のような収益度の高い農業經營であり、また相続開始前の經營面積が多い方で、しかも、農業後継者が非常な努力をすれば、現物分割も、絶対に不可能ではない、という程度のものであるとみるべきだろう。

(B) 共同相続人（の一人で、被相続人の妻）が名義上の分割を受けたのは、一件であつた（小布施4の事例）。この事例においても勿論、彼は後継者と同居であるので、その所有名義は潜在的な力をもつだけである。

(C) 共同相続人が、法律上の放棄手續をとつたにせよ、とらなかつたにせよ、相続開始前後を通じて、全然財産または金銭を取得していない、という事例は無かつた。つまり、一口にいって、法律上或は事實上放棄をした相続人でも、無一物でしかも義務教育だけで、ほうり出された者はない、といえる。必ずといつてよいくらい、分家、開業、嫁入り、養子縁組等の際に、大體そのうちの財産額に應じて、財産の分與をうけるか、或いは、最低高等學校程度の教育をうけるかしているのであり、はつきりと、かような分與を受けたから放棄（法律上または事實上）したとか、或いは、放棄した以上、必ず、分與や學資の支給を約束する、といつている者も多い。そして養子縁組の際、本人が幼少のため、彼に財産が分與されなかつた——それが慣習（調査地區の概況の項参照）であり、その理由は、彼は養親の相続をするからといふのであるようだ——のみならず、何かの事情で養親の相続が出来なくなつた（實際問題として）場合に、その者に相続させているのである（小布施1の

五男の事例)。だから結局、生前分與や教育を施したことは、相續放棄(法律上または事實上)の代償(前提)であり、また相續放棄(法律上または事實上)の代償(結果)として、教育費の支給や、結婚や分家、開業の際の分與が約束されている、といえるのである。そこで問題は、はたして、その者の法定相續分と比較して、どの程度の額のもの分與されているのか、になるわけであるが、ところが、これをはつきりした數字で答えてもらうことは大體できないのである。そのわけは、農家では、都會と異つて、一時に現金で、例えば嫁入り仕度を買うわけではなく、大體適齡期に達してから、いよいよ式をあげるまでの數年にわたつて、ぼつぼつと、しかもある物は購入しある物は自家の材料を提供して製作するという工合にして、ととのえるのであるから、分與を受けた本人も、親も、後繼者も、數額でいくらと答えることができない場合が多いのである。しかし、大體法定相續分(もつともこの算定を、民法第九〇三條を意識せず單純に遺産を基礎にしてやつてしまう場合も多いようだが)に比較して、多いか少ないか、何割見當と考へるか、との質問に對しては、ほぼそれに近い額と答へる場合が大部分であつた。この點、この地區で一般に、娘を嫁にやるときは、「晝どろぼうに會つたようだ」というくらいであるから、一般に相當の仕度をするらしく、これからみてすくなくとも非常に法定相續分よりすくないことはないらしい。そこで更に放棄の代償即ち分與や教育費支給ということが、どんな意識をもつて行われているかが問題となる。これは困難な認定であるが、一應大多數の場合が、分與や教育を受けたのだから(或は必ずそうさせるから)それによつて生活が一應安定しているので、遺産の分割は不要であるし、また遺産の大部分は、農業用資産だから、それは經營の安定のために分けられない。更に、假に分與を受けた額が、法定相續分より若干すくなくとも、後繼者は親のめんどうをみるのだし、他の者はそうではないのだから、遺産分割の要求はしない。というようなところが、その理由のようである。そしてこの場合には、いわゆる家柄の維持とか後繼者以外はどうでもよい、というような、いわゆる封建的な意識は、極めてうすく、むしろ經濟や社會生活の事實から、放棄の代償即分與、ということになつてみるとみてよいであらう。つまり一口に言えば農家の生活の事實がそうさせている

だけのことである。これに反し、場合によつては、むしろ逆に、本家は本家であり、その財産は分けられない、という家督相続時代式の考が、大なる比重をしめるため放棄の代償即分與が行われると思われるものもある。しかしこの例は一件（或いは二件）にすぎないようである（小布施10と小布施6の事例）。

右のようにみてくると、被相続人の財産によつて（必ずしも相続開始時の遺産によつてではない）、共同相続すべき資格のあるものが、廣く、平等に近い利益を受けているのかいないのか、を中心として論ずる限り、相続放棄がなされたか否か（法律上は勿論事實上の）が重要なのではなくて、どんな生前分與や學費の支給がなされたか、またなされる見込が強いかどうか、が重要なものとなるわけである。

そして結局、この地區に關する限り（細部については問題があるとしても）、相続を原因とする遺産の分割は極めてすくないが、しかしなお、生前分與によつて、各共同相続人は、比較的平等に近い利益を、うちの財産からうけていることを示している、一應いつておこう（なお後述、七、この調査の教えるもの(A)——三五・六頁——参照）。

(D) 相続経験者の意見としては、妻の相続権は、兄弟姉妹平等の相続権よりも、支持をうけている。これをはつきりと無用（に近いもの）というの一人だけである（小布施6の事例）。また特にその必要を強調する理由としては、後継者の妻と老母とのおりの悪い場合など、老母は、名義だけでも（現物で分けないでも）自己の財産が必要だといわれている（小布施1、小布施9）。もつとも、その老母の取得財産の相続の場合は、そのめんどうをみた後継者は他の子供よりも優先権がほしいという意見（小布施2、小布施3）と、法律の建前としては、やはり均分よく、あとは具體的事情に應じて、きょうだい間で話合つて妥當に決めるべきだとの意見とがある（小布施5）。これに對しきょうだい平等の相続権、特に姉妹が後継者と同じ相続権があることについては、反對意見がどうも強いように感じる。その理由として言葉にあらわれたところは、『後継者は親のめんどうをみるのに、彼女はそれができないから』（小布施10）とか、『その夫が慾が深いときは、（夫が取つてこいとそそ

のかすから) 困る』(小布施6) とか『嫁入りのとき相當の仕度をもつて行つたのに、更に親が死んだとき分け前をよこせといわれるのでは長男はかなわない』(小布施2) とかいうのであるが、結局、嫁に行つた姉妹が、相続權の主張をするのは、二重の利得だからいかん、といふことになるらしい。二重の利得というのは、嫁入りの際に分與をうけているほかに、さらに夫の財産の相續ができるのだから(妻の相続權は、前示の如く肯定するわけだから)、その上、後繼者と同じような相続權は不要だといふことのようなのである。この嫁入りの際分與と、相続權との關係については、民法九〇三條の主旨が徹底して、相続權があつても、二重取りの結果になるわけではないことがわかつてくれば、或いは肯定に傾くかも知れないと思う。

六 相続制度に關する意見の調査(第二調査)の總括

第二調査は、この地區における青年層(相続未經験者)の相続制度を中心とした諸點に關する意見を明らかにし、第一調査との相互關連において、全體として、筆者の計畫をより充實させようとして、なされたものである。

第二調査において意見を發表された者は、總計二六名であつた。その内譯は、次の如くである。男二四名、女二名、年齢は最高三五歳、最低二二歳、平均で二五歳強。學歷は、大別して義務教育のみの者が一二名(舊制高等小學校中退一名、舊制高等小學校卒八名、新制中學卒二名、新制農業高校中退一名、以下、義務教育グループと略稱する)、新制高等學校卒業以上の者が一四名(新制農業高校卒六名、新制高校卒六名、短期大學卒一名、新制大學中退一名、以下、高校卒グループと略稱する)。その屬するうちの財産状態を、この地區で上、中、下いずれの階層にあるかで區分すると、上一〇名、中九名、下七名であり、これを更に義務教育グループと、高校卒のグループとに分けてみると、義務教育グループでは、上三名、中五名、下四名、であり、高校卒グループでは、上七名、中四名、下三名である。そして、財産状態が下でしかも高校卒業のグループに屬する三名はいずれも若い(二三歳二名と二二歳一名)のに反し、財産状態が上で高等小學校卒業である三名は、それぞれ二五歳、二七歳、三四

歳であり、戦後、財産状態がよくなくても高校へ進學させることが多くなつたのを物語つている。なおここで財産状態が、上中下のどれに屬するかは、本人の答と、この調査に協力された三人の方の意見とを考へ合せて、決定したものである。

更に農業後繼者、いわゆるあととりであるか否かを區別すると、後繼者一五名(その學歴は義務教育グループ八名、高校卒グループ七名であり、また一名のみは農業兼屋根職人で他は農業に専従)、後繼者でない者一名(その學歴は、義務教育グループ四名、高校卒グループ七名であり、また現在の職業は、農業六名——ちなみにこの六名の財産状態は上三名中三名——會社員二名、職人一名、地方公務員二名)である。

さて、質問し回答を求めた事項は、以下に記す如くであるが、それらはA、B、C、D、Eの五つの大項目に分かれ、そのそれぞれが、更に、小項目に分かれる。次に、その項目のそれぞれと、その回答の總括を示そう。

A

(1)昭和二三年に民法が大改正されて、相續の方法も變りましたが、その事を知っていますか。

(イ)知つている 二六名 (ロ)知らない なし

(2)何を通じてそれを知りましたか。

(イ)學校 一〇名 (ロ)新聞 三名 (ハ)ラジオ 一名 (ニ)本(雜誌) 三名 (ホ)人から聞いた 九名 (ヘ)その他 なし

「學校」と答えた一〇名中九名は高校卒グループであり、また「人から聞いた」と答えた九名中七名が義務教育グループである。

(3)どんな機會にそれを知りましたか。

(イ)學校の授業 一〇名 (ロ)自宅で相續のあつたとき なし (ハ)親戚や友人のうちで相續のあつたとき 三名 (ニ)税金のことに關係して 一名 (ホ)特にある機會にというわけではなくむしろ常識として 一二名 (ヘ)その他 なし

B

(1)現在民法によれば父(夫)が死亡した場合、全財産(資産も負債も)を、母(妻)が $\frac{1}{3}$ 、子供がみんなで $\frac{2}{3}$ という割合で相続するようになったっていますが、これはよいと思えますか(特に以前の家督相続とくらべて)。

(4)よい 一一名 (a)家督相続の方がよい なし (b)一部はよい 一五名

「一部はよい」という答の内容は、以下の項目に對する答をみれば推察がつく。

(2)父の全財産(資産も負債も)を、子供がみんなで平等な割合をもつて(長男でも、次男でも、また嫁に行つた娘でも平等な割合で)相続する今の制度は、良いですか、悪いですか。

(4)よい 一一名 (a)悪い 一名 (b)一部はよい 一四名

「悪い」という答の理由をみると、「財産がすぐないため分割はできない」という(六人きようだいの長男、後継者、高等小學校卒、財産中)。

「一部はよい」と答えた者の中六名は、「嫁に行つた姉妹はのそいた方がよい」という(この點後述の結婚の際に分與された財産に對する考と大體一致する)、また三名は、「あととりはいろいろな負擔(例、親のめんどうをみるとか、嫁にやつた娘や分家させた弟でも、彼らが困れば世話をするとか、親戚づきあいとかの)があるので、完全平等は困る」という、更に一人だが「みんなが相続する權利があるとの考はよいが、法律でその割合を數字的に決めることはよくない、もし争が起つたときは、具體的なうちの事情に應じて、調停なり裁判なりで決定するようにした方がよい」という意見もあつた(八人きようだいの長男、後継者、農業高學校卒、財産中)。

(3)あなたの兄弟が、父の生存中、分家、獨立、開業資金等として分與された財産は、相続財産の一部(相続財産の先渡し)と考えますか。

(4)考える 二三名 (a)考えない なし (b)その額が() 以上なら考える 三名

「考える」という者の中で一名「但し不成功のときは別だ」という人がいる、これは相続を、觀念的な相続權の行使と考えるよりも、具體的な人間の生活安定の手段と考えるからなのであろう。この點は、この調査全體を通じて、そう感じられた。また分與額が一定以上なら考えると答えた三人の中では、「二〇萬圓乃至三〇萬圓以上なら」(四人きようだいの三男、會社員、高等小學校卒、財産下)というのと、「全財産の一割以上なら」(五人きようだいの長男、後継者、新制中學卒、財産中)というものと、「一〇萬圓以上なら」(七人きようだいの

三男、地方公務員、高等小學校卒、財産上」というのである。金額は、うちの財産の額よりも、兄弟の數によつてちがつて來るようである。(4)あなたの兄弟姉妹が、父の生存中結婚の際に分與された財産(嫁入仕度等)は、相続財産の一部(相続財産の先渡し)と考えますか。

(イ)考える 二〇名 (ロ)考えない 三名 (ハ)その額が() 以上なら考える 二名 (ニ)不明 一名

「考える」の中でも、「但し結婚前の無償労働に對する報酬となつてゐる分は除外する」(七人きようだいの長男、後繼者、農校卒、財産上)、というのもあり、また「そう考えるから父死亡の際、遺産分割請求をしない」というものもある(五人きようだいの長女、未婚、農業、高校卒、財産中)。

「考えない」の中には「自分の姉の結婚が競争中で仕度がすくなかつたから」(四人きようだいの三男、會社員、高等小學校卒、財産下)というのと「姉は結婚前無報酬でうちのために働いていたのだから、分與をうけるのは當然だから」(五人きようだいの三男、農業、高校卒、財産中)というのがある。

「額が一定以上なら考える」の中には、「一〇萬圓以上なら」(七人きようだいの三男、地方公務員、高等小學校卒、財産上)というのがあり、また一應、これに屬せしめたのだが、「特別に現金や現物で分與をうけた場合にのみ考える」(三人きようだいの長男、後繼者、高等小學校卒、財産上)というのがある。

なお「不明」の一人には、姉一人がいるが、彼女が未婚のため、まだ眞剣に考えてみないのであらう。

(5)父が生存中、出してくれた教育費(學費)は、相続財産の一部(相続財産の先渡し)と考えますか。

(イ)考える (ロ)高校から 一〇名 (ハ)大學から 一〇名 (ニ)考えない 六名

「考えない」の中には、「親の義務と考えるから」(七人きようだいの三男、地方公務員、高等小學校卒、財産上)というのと、「但し東京の大學だつたら、そう考える」(七人きようだいの長男、後繼者、農校卒、財産上)というのと、「大學卒業の資格も、獨立資金などとはちがつて、無形のものだから、そうは考えない」(四人きようだいの四男、農業、農校卒、財産上)というのが、理由として、目立つてゐる。

(6)母(妻)が、 $\frac{1}{3}$ の割合で相続することについて、どう思いますか。

(イ)良い 二三名 (ロ)悪い 一名 (ハ)1/3では多い 二名 (ニ)1/3では少なすぎる なし (ホ)不明 一名

配偶者相続権は極めて多数の者によつて肯定されている。

「悪い」という理由は、「年をとつた女は、農地をもらつても、耕作能力がないから、むしろその扶養をする者に相続させよ」(八人きようだいの長男、後継者、農校卒、財産中) というのである。

「1/3では多い」と答えた中の一人は、「母が相続することには原則として賛成なんだが、子供が四人以上となると、1/3では多すぎる」(七人きようだいの三男、地方公務員、高等小學校卒、財産上) といつてゐる。

(7)父(夫)の財産を相続した母(妻)が死亡したときは、その財産を更に子供がみんなして、平等な割合で相続するようになっていますがこの制度についてどう思いますか。

(イ)良い 六名 (ロ)母のめんどうをみた子供だけが相続するのがよい 一三名 (ハ)母のめんどうをみた子はそうでない子よりも)

(ニ)多く相続するのがよい 七名 (ニ)母がめんどうをみた子に、自分のための生活費を與えている時は、どの子も平等に相続してよい 一名

「良い」の中には、「原則としてよいが、兄弟の具體的事情に應じて配分しなければならぬ」(七人きようだいの長男、後継者、高等小學校中退、財産下) というものがある。また「母のめんどうをみた子は、他の子より、多く」と答えたものの大部分は、その割合は示していないが、一人だけ「母の遺産の半分は、めんどうをみたものへ」(五人きようだいの三男、農業、高學校卒、財産中) といつてゐる。また「母がめんどうをみた子に、自分のための生活費を與えているときは、どの子も平等に相続してよい」と答えた者は一名だが、その人は、五人きようだいの長男、後継者、農校卒、財産中、である。

C

いわゆる「うちの財産」というものは、法律上は、その登記名義人(普通は父——夫——)一人の財産として、取扱われるのですが、實際の感じもそう思いますか。

果樹栽培農家における相続の實態と考へ方

(イ) そう思う 三名 (ロ) 父母(夫妻)の共同財産と思う 二名 (ハ) 父母とそれから一緒に農業をやっている子の共同財産と思う 二〇名 (ニ) 先祖から傳えられた子孫に傳えるべき家産と思う 一名

右の如く、(ハ)の答が多く (ニ)がわずかに一名であるのは、觀念的な縦のつながりよりも、現實的な協同生活に重點をおいて、「うちの財産」というものを考えていることを表わすものとみられる。この點、實際の生活に即した合理性があるといえよう。

D

(1) 民法が變つてから、近所で實際に、兄弟姉妹で平等な價值をもつた財産(金なり、家なり、土地なり)を相続しているようですか。

(イ) やつてゐる 二名 (ロ) 嫁に行つた姉妹を除外してやつてゐる 一名 (ハ) 家督相続時代と變らない 一六名 (ニ) してゐる場合もない場合もある 三名 (ホ) 不知 四名

「やつてゐる」の二名の中でも一名は、「但し税金のため表面的に」といつてゐる。

(2) 實際に分割相続(均分相続)をやつてゐないとしたら、その原因はどんなことでしょうか。

この答としては、(一)經濟的には、農地がすくないため、分けても、共倒れとなること、(二)思想的には、昔から長男は、あととりとなり、他は、それぞれ獨立するものだと考がしみ込んでいること、(三)嫁に行つた娘は、その婚家での生活が安定していれば、その上、遺産分割を要求しないでもよいと考えてゐること、などが目立つてゐる。またわからないというものもある。

(3) 民法が變つてから、近所で實際に、母(妻)が、父(夫)の全財産の約1/3の價值をもつた財産(金なり、家なり、土地なり)を相続しているようですか。

(イ) してゐる 三名 (ロ) ぐらゐの財産ならしてゐる 一名 (ハ) してゐない 一四名 (ニ) 不知 八名

「してゐる」の中でも一名は、「税金のために表面上は」という。また「してゐない」の中にも、「但し家庭不和の場合は、名義だけではない」というのが一名いる。なお(ロ)に入れた一名は「1/3か否かはわからないが、ある程度はしてゐると思う」というのである。

(4) 母(妻)が實際に相続してゐないとしたら、その原因はなんですか。

子と同居して、實際に生活費の必要がない、というのが大體の傾向だが、母の所有觀念がうすいから、とか、家督相續時代のなごりがあるから、というのが、二、三ある。またわからないというのものもある。

(5)民法改正以後、あなたのうちの（あるいは近所の）家庭生活（夫婦關係、親子關係、兄弟關係、親戚關係等）に、何かそれ以前とちがったものを感じますか。

(f)感ずる 二二名 (g)感じない 五名

「感ずる」というのが多いが、どんな事を感じているかというと、「兄弟が平等の主張をするようになった」、「一般に家庭内において平等になつて來た」、「嫁と姑との關係が變りつつある」、「夫婦關係で泣癡入りがなくなつた」、「親と議論するようになった」、「兄がいばらなくなつた」、「戸主權がなくなり、家庭生活になごやかさがあるようになった」、「女性特に主婦の地位の向上——映画や會合等外出が自由になつた」、「金錢によつて血縁關係（から生ずる諸關係）を簡單に斷ち切ろうとする面が多くなつた」、「親が農業上の問題や、家庭内の問題を、一人で決めずに、うちの者に相談するようになった」、「子供の言い分が割に通るようになった」、「結婚のときに個人の意思が通るようになった」、「嫁はおそく床につき朝は早く起きるといふのが従來の習慣であつたが、近ごろは必ずしもそうでなくなつて來た」、「親が長男のみに頼らず、次三男にも頼ろうとする面がみられる」、「次三男が、平等であることを意識して、生活意慾が向上している」といふようなことを言つている。もつとも、反面、「本家、分家の關係だけは、變つていない」というものもある。いずれにしても、明るさがましつゝあることは誠に喜ばしい（但し、そなたつたについて、民法典の改正ということが、どの程度の力で働いたのかは、問題だけれども）。

E

(1)あなたは、將來も農業を營むことを望みますか、望まないとしたら、どんな職業を望みますか。

(f)農業を望む 一九名 (g) ()を望む 七名

農業専従の後繼者は、全部農業を望んでいる（二三名）、農業と他の職業を兼業している後繼者は、二人であり、その現在の兼業職種は果樹栽培農家における相續の實態と考え方

一人は商業、一人は屋根職人である。そして農業兼商業の方は、現職を肯定しており、農業兼屋根職人の方は、サラリーマン兼農業を希望する（いずれも、(D)の方に入れた）。また後繼者以外の者で、農業を望む者が六名いるが、その六名の内譯は次の通りである。即ち、高校卒業業者四名（うち女子二名）、農高卒業業者一名、新制中卒業者一名、であり、また財産状態では、三名が上、三名が中であり、現職は農業である。このことをどうみるかが問題だが、結局、高等学校を卒業した者でも、収益さえ高ければ、農業労働を、きらつてはいない、一口にいえば、農業労働がいやなのではなくて、もうからない農業がいやだ、という事であろう。もつとも、この地域の農業労働、とりわけリンゴ栽培の労働は、いかにも原始的な労働といいたくなるような普通の農業労働とはちがつて、むしろ、頭をつかい、機械を使う、はでな労働であることも考え合わせなければならないと思う。なおこの中に女子二名が入っているが、一名は、はつきり、農業を望むといい、他の一名は、「結婚の相手によつて決まる」というのだが、これは結局、結婚の相手が農業なら農業でよろしいということなのだろう、従つて農業をきらつてはいない、ということであろうから、筆者は、(I)の中に入れておいたのである。また、(D)の農業以外の職業を望む、といった者は、前記、半農の後繼者二人以外は、全部後繼者ではなく、また五名中四名は、現在の職業（會社員二名、地方公務員二名）を肯定しているが、残りの一名は現在職人だが、會社員を望んでいる。

(2) 農業を協同化（例、今めいめいで持っている土地を出資して、高度な農業協同組合をつくり、農機具や肥料は組合で購入し、協同で働きまた生産物は組合で賣り、その収益は出資土地の廣さ、良さ、並びに働いた割合で分配するというような型で）してやることは將來も不可能ですか。

(I) 不可能 二名 (D) 可能 一名 (C) ある程度まで可能 二三名 (B) 不明 一名

ある程度とは、どの程度かが問題となるが、土地の出資の點は不可能だが、リンゴの消毒、生産、販賣の面なら可能だということが大半の意見である。なお、注目すべきものに、共同化は小集團（四、五軒）でやるべきだ、ということ（六人きょうだいの長男、後繼者、高小卒、財産中）、作物別の協同化なら、相當に高度な、土地の出資を含む協同化も可能、というのが（八人きょうだいの長男、後繼者、農校卒、財産中）、それぞれ一名ずつある。また(D)可能、というものは（三人きょうだいの次男、後繼者、農校卒、財産下）であり、反對に(I)不可能、というものは二名のうち、一名は「貧富の差が多いため、社會主義國家にならない限り不可能だ」との理由を述べる（七

人きようだいの三男、地方公務員、高小卒、財産上、他の一名は（五人きようだいの長女、未婚、農業、高校卒、財産中）である。

(3)もし父が遺言して、全財産を長男（農業をつく者）に與えてしまつたとき、次・三男は、どの程度までそれを返してもらうべきでしようか（あなたが次・三男として）。

この項目については、結局具體的な數額をあげて答えてはくれなかつたので、ただ、返してもらうべきだ、との意見と、返してもらわなくてもよい、との意見に區別してみた。その結果、返してもらうべきだ、との意見が二〇名、その必要なし、がわずか一名（理由は、財産がすくないため——六人きようだいの次男、會社員、農校卒、財産下——）、わからないが三名、不明が二名である。

(4)今、相続財産をもらつて（金なり、田畑なり）獨立したとする。ところが、後になりある事情で生活困難になつたとしたら、一番さきにだれに、保護、援助を求めますか。

(イ)國家に なし (ロ)長男に 八名 (ハ)たれでも助けになりそうな兄弟に 一三名 (ニ)親戚に 二名 (ホ)不明 三名

「國家に」というのが、全然ないのは、親族的扶養意識が強いことを物語るものであろうが、しかし、「長男に」というのより、「だれでも助けになりそうな兄弟に」というのが上廻つてゐるのは、新しい意識がもりあがりつつあるとみられ、興味がある。

(5)父死亡のとき相続財産を現物で分けないで（財産がすくないため、現物で分けたとしても、ともだおれとなるようなとき）、しかも兄弟姉妹がみんな平等な割合の利益をうけられるようにするには、どうしたらよいでしようか。

この質問項目を設けた理由は、次の如きものである。(I)すでに拙稿「農家相続制度の進路」(「法學研究」二八卷五號)で明らかにしたように、相続開始時期より極めて短期間の間に、遺産分割をすることによつて、各共同相続人間で平等な利益を實質的に受けることは不可能であるが、(II)そうだとすれば、まず相続開始前に、兄弟姉妹が結婚、開業、就學等に際し順次、平等な利益をうけるための生前分與が考えらるべきであり、(III)また相続開始後には、後継者が大部分の農地を管理し、その收益から、他の共同相続人が利益を受ける（その一方法としていわゆる年賦償還がある）方法が考えられるべきである、(IV)そこで、このような考え方に對して農民自身どう思ふか、それを聞いてみたかつたのである。

ところでこの質問については、はじめから積極的にはつきりと答えてくれることは望みうすだつたので、若干誘導訊問めくが、こちら

から、相続開始前の方策としては生前分與、また相続開始後の方策としてはいわゆる年賦償還というような方策は、どの程度期待がもてるか、と質問することにした。

その結果についてみると、まず生前分與については、二四名が「可能」と答えており、「不可能」というものはない(残りの二名は、解答不能)。

更にその具體的な方法として、教育費の支給、(特殊)技能修得のための費用支給、獨立開業資金の支給、保険の利用、貯蓄等をあげており(一四名)、現に、結婚の資金のため保険の利用をやつていているというのと、兄が開業の際、分與を受けたというものが各一名あり、また現在でも(一般に)行われているように思うし、自分もやれるというのものもある(五人きょうだいの長男、農業兼商業、後継者、短大卒、財産上)。その反面、今日まで行われている生前分與は、分與した父(や後継者)の側ではもとより、分與をうけた方でも、生前分與だと思つていても、實は、客觀的にはそうではなく、分與時までの無償労働(具體的にはただで農事の手つだいをやつたり、給料の相當額をうちに入れること)の對價として、當然のことにすぎないはずのものである場合が、多かつた、(或いは今日も多い)のではないかと、思われるふしがある。というのは、五名のものが(二六名中の)、次・三男や姉妹が給料をとるようになったとき、彼等は、その給料中から、生活費(その額は、二〇〇〇圓程というものもある)を、うちへ入れるが、その餘は、自分で貯蓄するなり、衣服をつくるなりして、獨立や結婚の資金とすべきだといつてゐる點である。これはおそらく從來は、この給料を全部うちへ入れている場合が、相當あつたことを裏書きするものであろう。現在もどの程度そうなのか、よくわからないけれども、いずれにしても、合理的な經濟觀念からは、當然にうけるべきはずのものが、生前分與として意識されているらしいことは、困つたことである。もつとも、上記の事實は(前示、B(4)の質問に對する二名の答——二四頁——と考え合わせると)、明らかにその不合理が意識されてきつつあることを示すものだから、やがては、そのようなことはなくなるであらう。なお、結局は國家的な生活保障の充實されるのが必要なる旨を附言するもの二名が存する。

次に、相続開始後、後継者が一人で大部分の農業資産を取得し、その代り、他の共同相続人には、その收益から、年賦償還すること、については、一五名が「可能」とし、七名が「不可能」としている(残り四名は、解答なし)。「可能」の中へ入れたものでも、いろいろ

な條件づきのものがあつた。その主なものは、調査地區では「うちの農地が一町五反以上ないときはできない」(一名)、「うちの經濟事情によるけれども」とことわるもの(一名)、「理窟としてはよいが、うちで實際問題としてやるかどうかは疑問だが」とことわるもの(三名)、「生前分與をうけた者は除外して、その以外の者だけに償還するくらいはできる」(五名)、「きょうだいの数がすくないときはできる」(一名)、などである。また「不可能」の理由は、「うちの財産がすくないため、あととりの(家族)の生活だけで一ぱいであつて、他のきょうだいに償還するだけの餘裕はない」というのがすべてである。なお「年賦償還などしてきょうだいが他人行儀になつてしまふよりも、すべての面で協力し合うようにした方がよいから、そんなことは、たいして問題とならない」という意見が三名あつた(六人きょうだいの長男、後繼者、高小卒、財産中)(五人きょうだいの長男、後繼者、新中卒、財産中)(五人きょうだいの四男、農業、農校卒、財産上)。これらは一應前記「解答なし」に分類しておいた。

以上總括して、私の印象としては、まず生前分與を、合理的な形で行うようにとめ、もし、相續開始時まで、分與をうけないもの、もしくは、分與額が、法定相續分よりすくないもの、に對しては、年賦償還的な方法がとられるべきであらうということである。もつとも、この場合年賦償還的な方法によつて利益をうける者は、多くの場合、年少者であらうから(第一に生前分與の徹底をはかれば、相續開始時までに分與をうけていない者は、未だ高等教育への就學、獨立、結婚等の適齡前のもとならう)、後繼者は、その者の教育、結婚、獨立等の準備のために、収益の一部をすこしずつ、積立てるといふようなことになつてきて、この場合の具體的な方法としては、生前分與の準備と大體同じとなるであらう。

(6)家族生活に關する民法(夫婦關係や、親子關係や、相續に關する法律)で、このように改正してほしいという部分があつたら教えて下さい。

この項目について、とにかく意見を述べた者は、七名であつた。

次にその内容を記すと、

(1)「後繼者でも、結婚すると、戸籍面では、親より獨立するけれども、經濟的には、獨立できない、この點について何か法的な措置が望ましい——というのは後繼者は、親と一緒に仕事をし、自分の労働による収益が、親のそれと一緒にになるので、つまりうちの収入とし

てプール計算されるので、自分の自由になる金銭というものが殆んどない、ことをいつている——。この点についてみると次・三男の方が、かえって自由である、即ち彼等は、結婚して分家する際、なんとかやつていけるだけの財産の分與をうけ、本家と獨立した會計を持ちうるので、戸籍面で獨立すると同時に經濟面でも獨立し、自分らだけで自由に處分できる金銭がもてる。また嫁に行つた姉妹についても(後繼者のところへ行つた者はちがうが)ほば次・三男と同じような關係になつてゐる。だからして、後繼者についても、次・三男と同じ程度の經濟的獨立のための措置を考へてほしい。」(七人きようだいの長男、後繼者、高校卒、財産上)

(D)「農業經營が、安心してできるように保障してほしい、すなわち後繼者は、改正民法上は、次・三男や姉妹と同じ程度で、親や兄弟の扶養義務を負えばよい代りに、相続權も、他の兄弟と平等ということになつてゐるが、しかし、實際問題としては、第一次的に親や兄弟のめんどうをみる責任があり、また親戚關係でも、他の兄弟以上のわずらわしさにたえて行かなければならない、というわけで、事實上は、法律の建前と、實際の生活慣習との板ばさみになつてゐる。この實際の生活慣習は簡單に變えられないから、結局、法律の方で、なんとかしてもらわなければならない。」(六人きようだいの三男、農業、高校卒、財産上)(五人きようだいの三男、農業、高校卒、財産中)

(C)「相続分を、法律によつて、こまかく決めないで、個人の權利があまり無視されない程度の大綱だけを法律で決め、あとは、具體的事情に應じて處理するようになった方がよい。その理由は、財産や、家族の事情が、うちによつてちがうからである。例えば、母(妻)の相続分についても、相続分があるという事はよいのだが、それを三分の一と法律で決めてしまうと困ることもある、というのは、子供が三人ぐらゐまでならそれでよいが四人ぐらゐ以上になると、子供一人當りの取り分が母の取り分にくらべてあまりすくなすぎることになつてよくないからである。」(八人きようだいの長男、後繼者、農校卒、財産中)(七人きようだいの三男、地方公務員、高小卒、財産上)

(B)「うちの後繼者が、親のめんどうをみるようにした方がよい。」(八人きようだいの長男、後繼者、農校卒、財産中)

(A)「嫁に行つた姉妹には、相続權を認めないでよい、彼女には、その夫を相続する權利があるだけで充分である。」(五人きようだいの次男、地方公務員、新制大中退、財産下)

(C)「分家した者が、子なくして死亡したとき、彼の財産は全部、その妻に相続されて行くのはよくない、特に結婚分家後間もなく死亡

したような場合——子なくして死亡というのは大體このような場合だろうが——についてみると、妻だけが全財産を相続すべきではなく半分程度は、本家の方へもどるようにすべきである。」(四人きようだいの三男、會社員、高小卒、財産下)

右のそれぞれの發言を、どのような事情や考え方の發現として理解したらよいか、また立法論として、どれを、どこまで容認すべきか、は困難な問題であるが、一應次のようにみておこう。(イ)の發言は、一面、個人主義的な近代法になじみがないためだといえるが、他面それにもまして、もともと農業資産の管理者の世代の交替が、個人主義的、都會的な考え方では極めて把握しにくいものであることをものがたるものといえよう。(ロ)の發言は、その文面からも、うかがわれるように、慣習と、法律とのギャップを、後繼者が、身をもつてうずめている、という事實を示している。(ハ)の發言は、極めて重要なものを含んでいると思う、というのは、相続というものを、法律によつて一律に與えられた権利の行使と考えないで、家族員の生活保障の手段とみる考が、内在しているとみられるからである。もつともこの文面だけみたのでは必ずしも、そうとはうけとれないようであるが、前示、B(3)の質問に對する答(二三頁)、B(6)の質問に對する答(二五頁)、B(7)の質問に對する答(二五頁)、D(2)の質問に對する答の(Ⅱ)(二六頁)、D(4)の質問に對する答の第一(二七頁)等、並びに文面にあらわれてはいないが、全體の感じを綜合して考えてみるとやはり、そうだといふべきであらう。法律家はどうしても法規範やそれによつて規定された権利を中心として、ものをみるようになっていくが、このようなもののみ方に對して反省してみる一つの材料を與えられたといふべきであらう。もちろん、理窟は何んとでもつくから、やれ、權利意識がうすいとか、前近代的だとかいって、黙殺してしまうこともできようけれども。(ニ)の發言は、どうも慣習にひきずられた發言といつてよさそうであるが、しかし、ともあれ、きょうだい全部が扶養義務を負うという民法の規定が死文となつていゝ事實をものがたつていゝ。(ホ)の發言は、一見たわいのない男女不平等論のようにみえるけれども、必ずしもそれだけのものではない。これもやはり(イ)の發言と同じく、相続を現實の生活保障の手段とみる考の發現である、とともに、民法九〇三條の特別受益者の相続分の規定が知れわたつていない事實——この發言の裏には、婚姻の際分與をうけているのだから、という理由がついていゝのである(第一調査の總括の(D)(二二頁)・前示B(2)及び(4)の質問に對する答(二三頁・二四頁)等その他全體の感じ)——を示すものである。(ヘ)の發言は、特殊な場合を前提としていゝので一寸意味づけにくい、要するに、妻が(生活保障のためぜひ必要な額以上に)取りすぎるることになつていかん、といゝのであらうから、やはり相続を生活保障の手段とする

考えの發現であろう(もつとも、そのほかに、いわゆる家産をよそ者にわたしたくないという考も存在しているのであろう)。

右にみた如く、農家の財産管理者の世代變りの特性、並びに相續に對する農民の考え方は、立法論上も、大いに考慮されなければならぬであろう。勿論、それを具體的な制度にどこまでおり込むかは、今後において研究さるべき問題である。

(7)あなたが年をとつて働けなくなつたとき、どのように生活するのがよいと思ひますか。

- (1)財産をもつていて、子供の世話にならない 二名 (2)長男(あととり)の世話になる (3)自分のための生活費を與えて 二名 (4)自分のための生活費を與えないで 一四名 (5)か(6)か不明 四名 (7)どの子供でも、よゆうのある子の世話になる (8)その子に自分のための生活費を與えて なし (9)その子に自分のための生活費を與えないで 一名 (10)國家がめんどうをみてくれるべきだ 一名 (11)その他 二名

要するに長男(あととり)の世話になるというのが二〇名で大多數をしめる。財産をもつていて子供の世話にならない、と答えた二名は、いずれも農業従事者ではない、即ち(五人きようだいの三男、地方公務員、新制大中退、財産下)及び(六人きようだいの次男、會社員、農校卒、財産下)である。國家がめんどうをみてくれるべきだ、と答えた一名は(五人きようだいの長男、後繼者、農業兼商業、短大卒、財産上)である。また(11)その他、に入れた二名のうち一名は、「考えたことがない」(三人きようだいの次男、後繼者、農校卒、財産下)というのであり、他の一名は「世話になる子供に、相續分がある程度餘計にやつて、その子の世話になる」(七人きようだいの長男、後繼者、高校卒、財産上)というのである。なお、あととりの世話になるけれども、彼に自分の生活費を與えるという二名は、(四人きようだいの三男、會社員、高小卒、財産下)と(六人きようだいの長男、後繼者、高校卒、財産上)である。

七 この調査の教えるもの

この邊で、この調査全體を通じて、教えられるものの中で、重要と思われる五つの項目について總括、考察してみたいと考える。

(A) 生前分與について

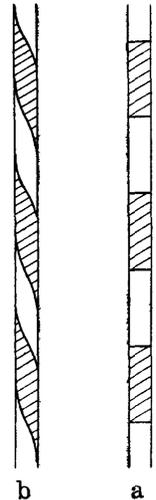
本稿の最初に提示した、収益の多い果樹栽培經營が生前分與の普及に及ぼす影響は、どのようなものであるか、との問題に對しては、次のように答えることができるであろう。収入の多い果樹栽培經營は、一應生前分與の普及度を、極めて高いものにしてゐる。しかしなお現實に行われている生前分與の全體數の何割かが、或いは個々の分與額の何割かが、被分與者の分與者に對する無償勞働の對價としてみるべきものであつて、眞に生前分與の名に値しないものであつた。第一調査だけをみると、生前分與は極めて普及してゐるように思われる、しかし第二調査と綜合して考えると、すくなくとも、今日までは分與を受けた次・三男や娘が、うちのためにやつた無償農業勞働や、よそで得てきた給料の相當部分をうちに入れていたために、相當額の分與を、結婚や分家や開業に際して受けられた、ということがわかる。この事は、この程度の収益のある農家でも、右のような次・三男や娘のうちへの貢獻なしで、充分な生前分與を行うことの困難さを示しているともいえるであろう。あわせてかような經濟的な面ばかりでなく、なんでもうちが大切という考え、いわゆる權利意識、平等の觀念、合理的經濟觀念の足りなさを、ものがたるものでもあろう。従つて、こうみてくると、ただ「あなたが結婚や分家のときいくらもらつたか」と質問し、それに對し、「法定相続分ぐらひはもらつたらう」と答えるのを聞いただけの時にうけた樂觀的氣分は、なくなつて行き、果樹栽培農家でも、生前分與の徹底さえ、なかなか大變なことだとの感が強くなつてくるのである。しかしここで失望してしまふ必要はないと思う、というのは、前示第二調査のB(4)の質問に對する答のあるもの(二四頁)やE(5)の質問に對する答(三〇頁)などをみて行くと、これからは、合理的な經濟觀念や、きようだい平等の思想が、相當に強くなるとともに、農業收益増大への努力が日々重ねられ、他の條件さえよければ、經濟的にも、次・三男や娘の、今までのような形のうちへの貢獻をあてにしないで、充分眞の意味の生前分與ができるだけの地盤がととのうであらうからである。もつとも、この場合に次・三男や娘の、うちの農業勞働や家事に對する無償の働きを、それを第三者にやらせたな

らば、有するであろうところの價額に評價しなければならぬ、とまで主張する必要はなからう。家族は、常に消費經濟生活の單位であり、更に農家の場合には生産經濟生活の單位でもある。従つて次・三男や娘の、うちへの貢獻を、純粹にコマ・シヤルベースで計算することは、實質的にはかえつて合理的でないであらう。といつてとにかく勞働は勞働であり、それを全然無償と考へるのは個人の尊嚴の要求にも反し、相當でない。要は、社會觀念上妥當なる對價が何等かの形で與へられ、その上に眞の生前分與がなされるように、物心兩面の準備をしなければならぬと思ふのである。そしてそれは現にある程度なされつつあり、將來に希望をもつてもよいであらう。

(B)農家の相続は、農家の財産管理の主任者の漸次的な交替であり、都會の(サラリーマンの)相続のように所有權者の斷續的な交替ではないことについて

第一調査の際にしばしば、「百姓は、相続したといつても、なにも特別に餘計な財産をもらつたわけではなく、ただ生活のために最低限度に必要な農地などの管理を、親に代つてするようになるだけだ(親が事實上隠居していた場合には、親の死亡によつて今さら管理の主體が代るといふことさえない)、それなのに相続税をとられるとはおかしいことだ」といふようなことを耳にした。また第二調査の〇の質問に對して、いわゆるうちの財産の實質は「父母とそれから一緒に農業をやつてゐる子の共同財産と思う」と答へた者が二六名中二〇名となつてゐる。かような事實並びに、調査全體からうける感じを綜合すると、農家の相続は、農業資産の管理主任者(強いて主任者といへば、それは父「夫」であらうが、管理の衝に當る者といひなせば、それは父母「夫妻」といふべきだろう)の漸次の交替と考へるべきものと思ふ。これをもつと嚴密にいへば、民法の考へるような、父の死亡を原因として、その瞬間に、子供が、それを知らうが知るまいが、父の財産權が子に移轉する、といふ意味の相続は、農家ではないといふべきであらう。理解に便宜なように、これを圖示すれば、民法の豫定する都會型の相続はaのようであり、農家の相続は、bの如く、あたかも二色の糸でなわれた綱をよこから見たようになるわけである。即ち父母が壯年

期をすぎ、老年期に入りかけると、息子が、父母と並んで經營の衝に當るようになり、息子が結婚をし壯年期に近づくに従つて、漸次彼らが經營管理上占める比重が増大し、父母が事實上隱居すると、殆んど管理主任者の交替がすんでしまふのであつて、父の死亡によつて一時に、これが行われ



るのではないのが通常である。しかもその管理される農業資産が後繼者の生活維持のための最小單位であるとする、正にこれを相續なり、として相續税を課することが疑問となる。その上農業資産は農地その他不動産が大部分であるので、課税對象として、すべての財産が把握される關係上、實際問題として、同一相續税率でも、大きな負擔となる。右のような次第で、税法の分野において、或いは更に進んで民法の分野において（例えば農家を特殊な法人として構成することも考えられる）、農家のいわゆる相續の實態に即した對策がなされることが望ましいと考えるのである。

(C) 農民は、相續を法律によつて與えられた權利の行使と考えるよりは、現實の人間の生活保障の手段と考える傾向が強いことについて。

この點に關しては、すでに數カ所かような考の出でくる基礎並びにかような考を、説明したので——第一調査の總括のうち、養子にやつた子の相續に關する部分（一八頁）・妻の相續財産の再相續に關する部分（二〇頁）・兄弟姉妹平等相續權に關する部分（二二頁）等、第二調査の總括のうち、Bの(2)の質問に對する答の部分（二三頁）・Bの(3)の質問に對する答の部分（二三頁）・Bの(6)の質問に對する答の最後の部分（二五頁）・Bの(7)の質問に對する答の部分（二五頁）・Dの(2)の質問に對する答の(Ⅲ)の部分（二六頁）・Dの(4)の質問に對する答の最初の部分（二七頁）・Eの(6)の質問に對する(ハ)の發言及び(イ)の發言並びに(ハ)の發言（三二頁・三三頁）等——くりかえし説明することはさけるけれども、大切な事實だと思つて、項目だけは再述した。勿論法律學說としても、相續の根據は扶養である、という説は有力である。しかしこの學說がいつてい

るのは、現在のような相続法制が、存在するための一般的な基礎づけとしてであつて、個々の人が相続する基礎ではないように思う。個々の人が相続する根拠は、かような學說においても、やはり民法上の権利の行使とみるのではないだろうか。これに對し農民の考え方は、個々の人が相続するのは、その人の生活保障のためであり、また「相続した」とは放棄申述期間内に申述をしなかつた、という意味ではなくて、何か現實に生活のためになる利益をうけた（土地の分割を受けた、とは限らない）、という意味である。だから法律上の放棄と事實上の放棄との間には、相続をしなかつたか、したかの差異があるのではなくて、ともに相続をしないのであるが、ただ、事實上の放棄の場合には、將來何か放棄者が、後繼者の財産について文句をいうかも知れない若干の危惧があるところが、法律上の放棄とのちがいであるにすぎないのである。また「養子にやつた子が養親を相続できなくなつた」というのは、別にその者が相続缺格となつたり、廢除されたという意味ではなくて、例えば養親に、その後實子が出生したため、實際問題として、養子は相続放棄（法律上または事實上）するようになるだろう、との意味である（例えば前示小布施¹の五男の例——前號四五頁、本號一八頁——）。

(D) 農家相続の方向について

この調査を経た上で、比較的近い將來にあるべき農家相続形態は、どんなものか、と質問されれば、第一に修學・結婚・分家・獨立・開業の適齡に達した者には、生前分與の徹底を、第二に、右の適格者以外の者には、死後において、後繼者からの年賦償還的な方法による——といつてもその具體的方法の多くは、父に代つた後繼者からの分與となるわけだが——利益の附與、ということにするのがよい、と答えよう。この點も前述した（第二調査のE(5)の項目の説明——三一頁）し、またそのための立法論となると、大問題でとてもここでは論じつくせないから、項目だけを掲げておく。

(E) 實態調査の方法論に關する若干の問題點について

この點に關する重要なものとしては、實態調査とは、文字通り客觀的に存在する實態を、認識することだ、といわんより

は、被調査者と調査者とは、調査という作業を通じて、ふれ合い、そのふれ合いの結果生じたことの認識乃至體驗であるといつた方がしつくりすることである。小はインタビュ어의技術から、大は、調査者の人格に至るまでの調査者側に存するすべての要素が、被調査者側に存するすべての要素と、相互に作用し合い、その結果を調査者が認識し（物の大きさ、収益や税金の額、人や物の數、年齢等の多くは數量で表現できるものの存在を）或いは體驗する（認識したものの意味や數量で表現できない意識などを）ことが、調査の本質的な性格だと感じたのである。そうして α のことを極端に正確に知ろうとすると、その知り合と函數關係的に、 β のことが知り得なくなる、というような關係がありそうである。これは調査技術の未熟、費用や期間や人員の制限等のために、そうなるので、原理的な問題ではないのかも知れないが、例えば、調査戸數を多くすれば、一戸當りの精密度が低下するとか、税金や、現在の所得金額などを出来るだけ精密に聞こうとすれば、被調査者が、若干警戒氣分になつて、なごやかさがなくなり家族内における感情的な事項については、自由に話してくれなくなるとか、いうようなことがいへるやうに感じた。ともかくも、調査者と被調査者との交互作用が調査なのであるから、次のような點に特に注意を拂うべきであるやうし、また現にこの調査でも充分注意したつもりである。即ち(イ)被調査者に調査の主旨を充分理解してもらふこと。(ロ)被調査者の都合を尊重すること（農閑期を選ばねばならず、もし農繁期になされた調査を利用する場合は、この點を考慮すること）。(ハ)知り得た事實を、簡単に、書物で知つてゐる既存の理論的な概念の類型におし込めないこと、例えば一口にこれは封建的だ、あれは近代的だという分類はつしむべきである。(ニ)調査員は、一人というのはいけなかつても、あまり多數にならないこと、特に平素共同研究をしていない者を集めた混成軍は考へものであろうし、セミナーの學生等の参加も、慎重でなければならぬ、これは各調査者間の誤差をさけると同時に、インタビュ어의態度を、どの被調査者に對しても同一とし、また多勢どかどか入り込んで被調査者を當惑させることのないようにするためである。(ホ)あれもこれも深くつきとめようとして、被調査者の感情を刺戟することをさけて、むしろ一回の調査で不充分なところは、二回目、三回目的調

査の同意も得られるぐらゐの餘裕をもつて行ふこと。等々が大切であろう。

右のことは本地區の調査經驗からいわれるだけのことであつて、農村であつても、あらゆる地區の調査に妥當するか否かは知らない。ただ本地區に關する限りは、右のような方針が極めてよかつたものと信ずるので、筆者は、今後も、そんな方針でやりたいと思つてゐる。

あとがき

本稿ができるについては、非常に多勢の人々の大變なお世話になつた。

まず今泉孝太郎教授の御指導をはじめ、前に「農家相續制度の進路」(法學研究二八卷五號)を書いた時と同じく、小美野平五郎君の御協力を賜つた。

調査地區の方々のうちでは、町長鶴田博友氏、町會議員田中心一氏、役場總務課長見海広太郎氏、國民健康保險診療所醫師廣瀬靜氏の諸氏は、調査全體を通じて終始、それぞれの立場から筆者の身にあまる御助力をして下さつた。また寺島清朗、木ノ内宏明、竹内芳郎の三氏は、第二調査を發案され、その實施に大變な御協力をして下さつた。更に第一調査、第二調査に答えて下さつた數十名の方々の御厚意も忘れられない。

本稿が筆者の努力の不足により、これらの御指導、御協力に報いるには、あまりにそまつになつてしまつたことを恥じつつ、これらの方々に對し深甚な謝意を表する次第である。

——一九五七年(昭和三二年)七月三一日稿——

附記 本研究については慶應義塾學事振興資金をうけた。